

自転車あんしんパック内容 兼 自転車総合保険のご案内

このたびは、「自転車あんしんパック」にご加入頂きまして誠にありがとうございます。
ご加入いただきました「自転車あんしんパック」には、お客さまに安心して自転車をご使用頂けますよう
自転車総合保険を付帯しています。つきましては、以下のご案内を必ずお読みください。
尚、下記の調整・点検は登録いただいた車両に限ります。

【自転車あんしんパック内容】

- あんしんパック加入後1年間、自転車の調整・点検を無料で行います。
- * 全国のイオンバイク・イオングループ自転車取扱い店(一部を除く)で有効です。
詳しくは従業員までお問い合わせください。
- * 本商品は、加入期間中に解約した場合や自転車を手放した場合でも加入料の返金はいたしません。
但し、お買い上げ店舗の閉店等によりサービスが受けられない場合についてはお近くのあんしんパック
取扱い店までご相談ください。

<自転車総合保険のご注意>

- * あんしんパック(更新型)加入は、あんしんパックにご加入いただいた方かつ満期が到来された方に
限られます。
- * 自転車総合保険は、東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社、イオンバイク株式会社を契約者、
「自転車あんしんパック」加入者もしくは登録者を被保険者とする包括契約です。

【自転車総合保険 補償の概要】

○自転車総合保険【正式名称:総合生活保険(傷害補償)】・・・ 加入日より1年

■自転車総合保険【正式名称:総合生活保険(傷害補償)】

	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	賠償責任てん補限度額
保険金額	150万円	1,500円	1億円

補償内容等

死亡・後遺障害

- 対象となる方(被保険者)・・・登録者(被保険者欄)に
記載された方1名に限ります。
- 自転車を運転中に、日本国内における偶然な事故に
よって傷害を受け、その結果として事故の日から180日
以内に死亡または後遺障害が発生した場合に保険金
をお支払いします。

入院

- 対象となる方(被保険者)・・・登録者(被保険者欄)に
記載された方1名に限ります。
- 自転車を運転中に、日本国内における偶然な事故に
よって傷害を受け、その直接の結果として入院した場合、
その期間に対して事故の日からその日を含めて180日を
限度として入院保険金をお支払いします。

賠償責任

- 対象となる方(被保険者)・・・登録者(被保険者欄)に
記載された方、本人の配偶者、本人または配偶者の同居
の親族及び別居の未婚の子
- 自転車を運転中または操作中に、日本国内における
偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の財物を
壊して法律上の賠償責任を負わなければならなくなった時
にその損害をお支払いします。

共通

- 自転車総合保険補償期間(保険期間)・・・加入日より
1年後の末日午後24時まで

保険金をお支払しない主な場合

死亡・後遺障害、入院

- 故意・重過失による傷害、頸部症候群(いわゆるむちう
ち症)・腰痛その他の症状を訴えている場合でもそれを裏
付けるに足る医学的多覚所見のないもの、地震・津波・
自殺・闘争行為、ケガで通院した場合

賠償責任

- 故意、お仕事中の事故、同居のご家族に対する事故、
他人から借りた物・預かった物に対する事故、心神喪失中
(泥酔など)を起こした事故、地震・噴火・洪水・津波などの
天災によって生じた事故

～～補償の重複について～～

登録者(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同
様の保険契約を既にご契約されている場合、補償が重複
する場合がありますのでご注意ください。

万一事故が起きたとき

自転車総合保険(傷害)

- ①交通事故にあった場合はすみやかに警察に届けてください。
- ②イオンバイクあんしんパック事故受付センターまでご連絡ください。
- ③保険会社より保険金請求書を送付いたしますので、必要事項をご記入頂き、ご請求ください。

自転車総合保険(賠償責任)

- ①交通事故にあった場合はすみやかに警察に届けてください。
- ②イオンバイクあんしんパック事故受付センターまでご連絡ください。
- ③保険会社よりご連絡させていただきます。

* 賠償責任の示談交渉については、事前に保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。この保険契約でお支払の対象となる賠償事故については、東京海上日動火災保険(株)が示談交渉をお引き受けし、「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

個人情報取扱に関するご案内

●イオンバイク株式会社は、ご入力いただいた個人情報を本商品の管理・履行、付帯サービスの提供、他の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために取得、利用いたします。またイオンバイク株式会社は、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社および保険代理店であるイオン保険サービス株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社およびイオン保険サービス株式会社は、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保険医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社およびイオン保険サービス株式会社とそれぞれのグループ各社または提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、各社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
イオン保険サービス株式会社のホームページ(<https://www.hokenmarket.net/>)

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

《保険内容・事故に関するお問い合わせ先》

取扱代理店
イオン保険サービス株式会社
イオンバイク株式会社

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

＜補償内容等の保険内容に関するお問い合わせ先＞

イオン保険サービス株式会社
〒261-8501
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
幕張テクノガーデンD棟 10階

TEL:043-274-9475
受付時間:平日9:00~18:00(年末年始を除く)

＜事故に関するお問い合わせ先＞

イオンバイクあんしん事故受付センター

TEL:0120-060-780
受付時間:平日9:00~17:00(年末年始を除く)

注意喚起情報（ご契約の際にご注意いただきたい事項）

1. クーリングオフについて

■ クーリングオフ制度とは

クーリングオフ制度とは、保険契約者がお申込みから一定期間であればお申込みの撤回ができる制度です。本契約については法令に定めるクーリングオフの対象となる契約ではありませんが、当会社独自の制度としてクーリングオフ制度を設けています。

■ クーリングオフをご希望の場合

クーリングオフをご希望の場合は、お申込み日より10日以内に、書面または電磁的記録（電子メールの送信等）にてその旨をご通知ください。

■ 宛先

イオン少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係

書面の場合：〒261-8501 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟10階

電子メールの場合：assi_customer@aeon-ins.jp

（書面または電子メールにご記載いただく事項）

- ご契約をクーリングオフする旨の内容。（事例「下記の保険契約をクーリングオフいたします。」）
- ご契約を申込みされた方の住所・氏名・連絡先電話番号。
- ご契約を申込みされた年月日、保険名、保険のご加入プラン。

2. 告知義務および通知義務について

■ 契約お申込み時の告知義務について

保険契約者または被保険者には、ご契約の申込みをされるときには、支払事由発生の可能性に関する重要な事項について、保険契約申込画面または告知入力画面において告知事項として質問をした事項について、当会社に事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。ご入力いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただきます場合があります。

■ 契約締結後の通知義務について

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当会社契約センター宛にご通知ください。

- ①被保険者が対象自転車を所有しなくなった場合
- ②保険契約者が当会社に通知した住所または通知先を変更した場合
- ③①および②のほか、告知事項の内容に変更が生じた場合

イオン少額短期保険株式会社 契約センター

TEL:0120-953-856

受付時間 9:00 ~ 17:00（土日祝祭日、年末年始を除く）

3. 責任開始日について

お申込みいただいた内容につき、当会社が引受けを承諾し、所定の期間内に保険料のお支払いが完了した場合、保険契約申込の際に登録された保険始期日を責任開始日とします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合については、契約概要の 2. 補償内容について、をご参照ください。

5. 保険料のお支払いがなかった場合の取扱い

保険料のお支払いがなかった場合は、お申込みがなかったものとします。

6. 解約、解除による保険料の返還について

この保険には、解約、解除による保険料の返還はありません。

7. 少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

当会社（少額短期保険業者）が引き受けることが出来る保険契約の要件は、保険業法により下記のとおり定められています。

■ 保険期間について

保険期間は生命保険の場合は 1 年以内、損害保険の場合は 2 年以内となります。（保険業法施行令第 1 条の 5）

■ 保険金額の上限について

被保険者 1 名あたりの保険金額の上限は区分ごとに下記のとおり定められています。（保険業法施行令第 1 条の 6 第 1 項第 1 ～第 7 号）[施行令上の区分 限度額]

- ① 死亡保険：300 万円
- ② 傷害疾病保険：80 万円
- ③ 重度障害保険：300 万円
- ④ 傷害による重度障害保険：600 万円
- ⑤ 傷害による死亡保険：600 万円（死亡保険を含む場合）
- ⑥ 損害保険：1,000 万円
- ⑦ 低発生率保険：1,000 万円

■ 被保険者あたりの保険金額合計について

被保険者 1 名あたり、引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は 2,000 万円（低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000 万円）が上限となります。（保険業法施行規則第 2 1 1 条の 3 1 第 1 項）

■ 保険契約者あたりの保険金額の上限について

保険契約者 1 名あたり、引き受ける保険金額の上限は上表の各区分の限度額の 1 0 0 倍までとなります。
（保険業法施行規則第 2 1 1 条の 3 1 第 2 項）

8. 補償重複について

以下の補償については、補償内容が同様の保険契約が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

■ 補償が重複する可能性のある主な補償

この保険に含まれる補償：自転車盗難費用保険、自転車修理費用保険（パンクのみ）

補償の重複が生じる他の保険契約の例：他社でご契約いただいている自転車保険 など

9. 指定紛争解決機関について

当会社はお客さまからお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当会社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号 HF 八丁堀ビルディング 2 階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、 13：00～17：00

受付日：月曜～金曜（祝日および年末年始休業期間を除く）

10. その他法令で注意喚起が必要とされている事項

■ 想定外の事象が発生した場合

保険事故が多発して保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額（契約引受条件の見直し）を行うことがあります。

■ 万一当社が破たんした場合

万一当社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」、「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。

また、保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

11. 反社会的勢力に対する基本方針について

当会社は、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、反社会的勢力等への対応態勢を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

個人情報に関する重要事項（お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて）

1. 個人情報の利用目的について

当会社は、個人情報を次の目的のために必要な範囲で利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- 保険金のお支払い手続き
- 当会社または当会社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- 当会社の商品に関する業務・サービスの充実や各種の調査

■ 個人情報の共同利用について

当社は、次の(1)および(2)に定める共同して利用する者との間でお客さまの個人データを適切な保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

(1)共同して利用する者の範囲

以下の会社（以下、「AFS グループ各社」といいます。）と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

イオンフィナンシャルサービス株式会社、及び同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社（ただし、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。）なお、同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに記載されております。

<https://www.aeonfinancial.co.jp/corp/list/>



(2)イオン各社との共同利用

以下の会社と共同利用いたします。なお、共同して利用する者が新たに追加された場合は、当社のホームページ等で公表するものとします。

(共同して利用する者)

- ・ AFS グループ各社
- ・ イオン株式会社
- ・ イオンリテール株式会社
- ・ イオンマーケティング株式会社
- ・ その他イオン株式会社の有価証券報告書記載の連結対象会社、および持分法適用会社（ただし、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。）

※個人情報の共同利用についての詳細は以下のサイトよりご確認ください。

<https://bit.ly/34QH4z3>



2. センシティブ情報の取得・利用について

当会社は、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 7 6 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

3. 契約情報の開示

当社は、契約者・被保険者以外からの契約内容などのお問合せにはお答えすることはありません。

4. 個人情報の第三者への提供に関して

当社は、次の場合を除いて、契約者・被保険者の同意なく、契約者・被保険者の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 業務上必要な範囲で、業務委託契約に基づく業務委託会社等に取扱いを委託する場合
- 再保険契約の締結や再保険金の受領など、再保険手続きに関して必要な場合
- 保険制度の健全な運営を維持または不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合
- 各種法令に基づく場合
- 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合

5. 個人情報の開示等の手続きについて

当社で保有する契約者・被保険者ご自身の個人情報について、利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除・利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）の求めがあった場合には、遅滞なく対応します。下記 お問合せ窓口へ連絡してください。開示等手続き（受付窓口、受付時間、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。また、開示等請求手続きにつきましては、当社のホームページにてもお知らせしております。

6. 本重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合

当社は、契約者・被保険者のご契約にあたり必要な記載事項（ご契約の申込書で契約者・被保険者が記載すべき事項）の記載をご希望されない場合および本重要事項説明書の内容の全部または一部をご承認いただけない場合、ご契約をお断りすることがあります。

7. お問合せ窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社の個人情報の取り扱いや個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

イオン少額短期保険株式会社 管理部

〈個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口〉

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-22 テラススクエア 12 階

TEL.03-6895-0950 FAX.03-6895-0990

受付時間 9：00 ～ 18：00（土日祝祭日を除く）

8. その他

当社は、お客さまサービスの向上のため、お客さまからのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただいております。当録音内容については、業務の適切な運営に必要な用途に限り使用いたします。

支払い時情報交換制度

当会社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取り消しもしくは、無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

契約概要(ご契約の内容に関する重要な事項のご説明)

1. 商品の仕組みについて

この商品は、自転車に盗難または故障による損害が発生した場合の保険商品です。各保障内容の詳細については、＜2. 保障内容について＞にてご確認ください。

契約分類：自転車保険

お支払いする保険金：自転車盗難費用保険、自転車修理費用保険（パンクのみ）

2. 補償内容について

保険の対象の範囲について

■ 保険の対象となる自転車

被保険者が所有する保険証券記載の対象自転車（注）

（注）自転車とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車をいいます。（電動アシスト自転車を含み、レールにより運転する車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等および小児用の車を除きます。）

■ 保険金をお支払いする場合

（1）自転車盗難費用保険金

保険期間中に対象自転車が盗難された場合に、被保険者が負担する自転車の再取得費用等に対して、盗難費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が損害の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

（2）自転車修理費用保険金（パンクのみ）

当会社は、保険期間中に対象自転車のタイヤがパンク（※）した場合に、被保険者が負担する修理費用等に対して、修理費用保険金を支払います。

（※）不測の事故により、タイヤが損傷しタイヤの空気が抜けることをいいます。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

（1）共通（自転車盗難費用保険金・自転車修理費用保険金（パンクのみ））

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者または被保険者（注）の故意もしくは重大な過失。

②被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または対象自転車を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。

（注）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（2）自転車盗難費用保険金

次のいずれかに該当する損害に対しては、自転車盗難費用保険金を支払いません。

①防犯登録がなされていない対象自転車の盗難

- ②対象自転車の部分品、付属品またはタイヤのみに生じた盗難。
- ③地方公共団体が定めた放置自転車整理区域または自転車放置禁止区域における自転車の撤去または盗難
- ④盗難発生後60日以内に覚知することができなかった自転車の盗難

（3）自転車修理費用保険金（パンクのみ）

次のいずれかに該当する損害に対しては、自転車修理費用保険金を支払いません。

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑤水災によって生じた損害
- ⑥対象自転車の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑦対象自転車の欠陥によって生じた損害
- ⑧対象自転車に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑨防犯登録がなされていない対象自転車に生じた損害
- ⑩対象自転車から取りはずされている部分品または付属品に生じた損害
- ⑪法令により禁止されている改造を行った対象自転車に生じた損害
- ⑫対象自転車を競技、曲技または試験のために使用している間に生じた損害および競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において使用している間に生じた損害

■ お支払する保険金の額について

（1）自転車盗難費用保険金

5,000 円（定額）

- ※保険金の受取方法は、保険金によるカイオンバイクで使用できる保険金相当額のクーポンによるかのいずれかを選択できます。
- ※保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。
- ※この保険および同一被保険者で当社とご契約の支払保険金が、法の定める限度額に達した場合、以後の保険金は支払われません。

（2）自転車修理費用保険金（パンクのみ）

1 回の事故につき 1,000 円（定額）

- ※なお、本サービスにおけるパンク修理等に関する補償につきましては、原則、電子クーポン発行による補償提供を実施しております。本電子クーポンはイオンバイク店舗でのみ受付可能であり、最寄りのイオンバイク店舗までご持参いただく必要がございます。
- ※保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。
- ※この保険および同一被保険者で当社とご契約の支払保険金が、法の定める限度額に達した場合、以後の保険金は支払われません。

3. 引受（保険金支払限度額・保険料）について

（1）自転車盗難費用保険金

■ 保険金支払限度額について

保険金の支払いは保険期間中1回に限り、保険金を支払った時には、その原因となった損害の発生したときに保険契約は終了しま

す。

■ 保険料について

保険料は年額 200 円となります。

※保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険料を見直すことがあります。

(2) 自転車修理費用保険金（パンクのみ）

■ 保険金支払限度額について

保険金の支払いは、保険期間中 2 回を限度とします。

■ 保険料について

保険料は年額 400 円となります。

※保険事故が多発して保険収支が悪化した場合には、保険料を見直すことがあります。

4. 保険料払込および責任開始日について

■ 保険料の種類および払込方法について

保険料の種類は、契約期間（1 年間）の保険料一括払いとなります。

保険料の払込方法は、クレジットカード払いとなります。

■ 責任開始日について

お申込みいただいた内容につき、当社が引受けを承諾し、所定の期間内に保険料のお支払いが完了した場合、保険契約申込の際に登録された保険始期日を責任開始日とします。

■ 保険証券記載事項について

2022 年 4 月 1 日以降の有効契約より、ウェブサイト上の保険契約者ごとの特定ページ（以下「マイページ」と記載します。）に保険証券記載事項を表示し、これを保険証券記載事項といたします。マイページへのログイン方法は、ご契約成立後にお申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスへご送付いたします。なお、紙媒体による保険証券発行にも対応いたしますので、ご希望される場合は当社契約センター宛てにご請求くださいますようお願いいたします。

5. 解約、解除時の保険料の返還・満期返戻金・配当金について

■ 解約、解除による保険料の返還について

この保険には、解約、解除による保険料の返還はありません。

■ 満期返戻金・配当金について

この保険には、満期返戻金・配当金はありません。